

火災発生異例のハイペース!!

- 4月1日～4月15日までの県内の火災発生件数は39件で、昨年4月の発生件数を上回るペースとなつていきます。特に林野火災の発生件数は、すでに昨年同月の発生件数を上回り、野火火災等も多発しています。春先は空気が乾燥、強い風が吹くなど、野火火災が起りやすいため、火の扱いには十分にご注意ください。
- ① 枯れ草等のある火災が起りやすい場所ではたき火をしないこと
 - ② たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
 - ③ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
 - ④ 火入れを行う際、許可を必ず受けること
 - ⑤ たばこは指定された場所です喫煙し、吸殻は必ず消すとともに、投げ捨てないこと
 - ⑥ 火遊びはしないこと



交通ルールの遵守と交通マナーアップ

【自転車編】

◆自転車安全利用5則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る

- ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ・ 夜間はライトを点灯

- ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

- ◆ マナーを身につけ実践
- ・ 普通自転車の歩道通行可の標識がある場合は歩道を乗ることが出来ます。歩行者への「思いやり通行」をしましょう。

- ・ 13歳未満と70歳以上の方はすべての歩道に乗ることが出来ますので、安全のため歩道をご利用しましょう。

【歩行者編】

◆道路を横断するときは

- ・ 手や旗等で横断したい気持ちを明確に表しましょう。
- ・ いつでも、どこでも安全を確認しましょう。

【運転者編】

- ・ 横断歩道では歩行者絶対優先の交通ルールを守り、横断歩道の手前では減速して横断者に備え、横断歩行者がいる時は必ず一時停止して歩行者を安全に横断させましょう。
- ・ 信号機や一時停止など交通ルールの遵守を徹底しましょう。
- ・ わき見をせずに、前をよく見て運転に集中しましょう。
- ・ 高齢者や子どもを見かけたら、その動きに注意し、思いやり運転をしましょう。
- ・ 全席シートベルト着用、幼児はチャイルドシートの着用を徹底しましょう。

■問い合わせ

町民課くらし環境係

- 長井警察署 ☎ 84-0110
- 白鷹西駐在所 ☎ 85-2029
- 白鷹東駐在所 ☎ 85-2046

白鷹町認知症高齢者見守りネットワーク

見守り
支え合い

お年寄りが地域で安心・安全に暮らせるよう応援します

認知症・介護に関するご相談は
地域包括支援センター Tel.86-0112

高齢者の安心、安全を支える訪問事業を紹介いたします。

【認知症支援訪問事業】

認知症の疑いのある方、認知症の方と家族の方が安心して在宅生活が続けられるよう、認知症初期集中支援チーム（認知症ケアの専門職）が訪問し支援します。

対象：40歳以上の方で認知症について相談したい方

期間：最長6か月

利用料：無料

【おたっしや訪問】

ひとり暮らしの方が安心して在宅生活を送られるよう家庭訪問を行い、住み慣れた地域での生活を支援します。訪問は6月から始まります。

対象となるのは

平成26年4月1日現在で75歳以上のひとり暮らしの方

訪問するのは地域包括支援センターが依頼した看護師や保健師

訪問では「救急医療情報キット」を配布し、活用方法や保管方法などを説明します。

健康状態や日常生活についての相談や福祉サービスを紹介いたします。

「救急医療情報キット」とは「かかりつけ医」「薬剤情報提供書（薬の説明書）」「病名」等の医療情報の記入用紙や、「診察券」「保険証」の写し等を入れ、冷蔵庫に保管できる筒状のケースです。ほとんどのご家庭にある冷蔵庫を保管場所にする事で、緊急時に救急隊員等が駆け付けた際に探す手間が省け、迅速な救命活動ができるようになります。

■問い合わせ

健康福祉課地域包括支援センター ☎ 86-0112